

豊かな狛江をつくる市民の会通信

豊かな狛江をつくる市民の会

豊かな狛江

(仮) 狛江市東和泉 2-20-12-103
連絡先：080-5084-1821 (前土肥)
郵便振替口座番号 00140-3-727253

第 247 号 (2021 年 2 月号) / 2021 年 2 月 1 日発行

「狛江市民センター改修等基本方針」 を保留し、再検討を求める署名に ご協力ください！

11 月 1 日の広報で市が突然発表した「市民センター改修等基本方針 (以下「基本方針」) は市民の声を十分反映したものとはいえません。昨年 3 月実施した市民アンケートの結果、9 月の説明会での市民の意見は取り入れられていません。特に図書館移転計画では分散され、現状よりサービス低下が予想されます。

こうした中、当会を始め多くの団体・個人が基本方針を保留し、再検討を求める署名活動に取り組んでいます。(詳細は折込チラシ・署名用紙参照)

ぜひ署名にご協力ください。

前号以降の動きと今後の予定をお知らせします。

☆署名に取り組む活動団体の連絡会がスタート

・12 月 22 日 (火) 夜 中央公民館で約 20 名参加。個人・団体が署名に協力して取り組むことを決定。署名文案を大筋で合意。署名を進めるための事務局的な作業チームがスタート。

・1 月 11 日 (月・祝) 昼 中央公民館で十数名参加。「ちょっと待って図書館移転連絡会こまめ」の名称を決め、正式に連絡会(ネットワーク、代表は置かない)がスタート、事務局体制・財政も決定; 会費は個人・団体とも 1 口千円 (複数口大歓迎)。緊急事態宣言下、オンライン署名を拡充する。署名の第一次集約は 1 月末、第 2 次集約



は2月末とします。

☆年末の街頭署名好評、今後はスタンディングに切り替えて実施

・12月25日(金) 12時～13時 市役所前

10名参加、署名36筆。署名のために自転車を降りてくださる方が多かった。親子連れの方は特に関心が高い。

・12月26日(土) 15時～16時 狛江駅北口 約10名参加、署名31筆。立ち止まって、「なぜ、図書館移転」のプラカードを見ていく方が何人もおり、好評だった。市役所前より人通りが多く、アピールにはうってつけ。(12月27日(日)はコロナ感染者急増のため中止)

・1月24日(日) 10時～12時 中央公民館講座室 連絡会
12時～13時 市役所前スタンディング(雨天中止)

・1月25日(月) 12時～13時 市役所前スタンディング

☆今後の予定(コロナ感染予防に留意しながら行います)

・1月27日(水) 12時～13時 市役所前スタンディング

・1月28日(木) 12時～13時 市役所前スタンディング

・1月31日(日) 10時～11時半 中央公民館講座室 連絡会
12時～13時 狛江駅北口駅前スタンディング



なぜこの署名に取り組むのか？

市民センターの改修は、市との協働で市民がまとめた「市民提案書」(2016年)を尊重して進めると市は言ってきたにもかかわらず、今回出された「市民センター等改修基本方針」、特に駄倉に作られようとしている新図書館は市民の要望を活かしたものととても言えません。また、方針の決め方でも市民の参加と協働に則っているとは言いがたいものがあります。

市は頑なに枠組みは変えない、その中で市民の声を聞くと言っていますが、これからも多世代が使っていく施設なので、一旦立ち止まってもっと柔軟に市民の意見を聞いて欲しいとの思いから、市長への要望署名を始めました。

もう決まってしまうと動き出しているのでは？

確かに1月15日付の広報でも、これからの構想などを進めていく業者の募集が始まっています。でも私たちの税金を使って市民のための施設を作る計画なので、まだ内容をよく知らない人たちに伝え、ちょっと待ってという市民の声を市長に届ける必要があると考えます。

<新婦人狛江支部ニュース1月18日号より>

市議会第4回定例会の報告-2

新型コロナの感染拡大抑止策も大きな焦点

日本共産党市議団 鈴木えつお

第4回定例会では新型コロナの感染拡大抑止策も大きな焦点になりました。可決された補正予算では、都の補助を活用し、デイサービス等の介護施設、障がい者の通所施設等で感染者が出た場合に、全職員・利用者に対して行うPCR検査に1件あたり2万円を補助します。学校や保育園等で感染者が出た場合には、職員や児童・生徒が抗原検査、抗体検査ができるよう検査キットを配布します。特養ホームは、希望に応じて職員や利用者にPCR検査を実施します。ただ1月21日現在、まだ活用実績がありません。ある特養ホームの担当者は「社会的検査の必要性は重々承知しているが、ぎりぎりの体制でやっているのだから、検査で陽性者がでた場合のことを考えると二の足を踏む」と語っています。人的体制への支援も必要です。

保健所体制の強化も待たなすです。多摩府中保健所の元保健師・佐久間京子さんは「新型コロナでは、無症状者が多く、検査が大事。感染者を早期に把握して病院や療養施設、自宅で療養してもらいます。そしてどういう経路で感染したのか、濃厚接触者はだれなのか、急いで把握します。把握しないと、感染が広がってしまいます」「感染症には偏見や差別があり、不安で防衛的になっている人に、『心配、不安でしょうけど、あなたのことを守りますので、本当のことを話してください』と働きかける。人手が必要でありタイムリーに動けることが求められます。一番不安なときに駆けつけないと信頼されません。身近なところで対応できればと思う」と語りました。

多摩府中保健所の圏域人口は104万人、職員数は119名ですが、その中で感染症対策の職員はわずか9名です。調布狛江への保健所復活を求める私の質問に、福祉保健部長は「感染症対応の保健師や医師が少ないことから、負担が大きい部分がある」、市長は「都にも話をさせていただき今後に向け検討していく」と述べました。

ひきつづき新型コロナの感染拡大抑止と保健所体制の強化増設にがんばります。

	人口	感染者数
西多摩保健所	38.5万人	1076人
南多摩保健所	42.6万人	1167人
町田保健所	42.9万人	1260人
八王子保健所	56.3万人	1567人
多摩立川保健所	65.7万人	1889人
多摩小平保健所	74.1万人	2056人
多摩府中保健所	103.8万人	3721人

* 感染者数は1月15日現在

狛江市コロナ困りごと年末相談会

平井里美（狛江市議会議員）

●急増する女性の相談

こまえ・府中派遣村を中心に、支援団体が実行委員会を作って準備を重ね、昨年12月20日に市役所前広場で相談会を実施しました。昨年4月に行った府中相談会が、国立市、多摩市、立川市、狛江へとつながりました。狛江市の福祉部長が10月に行われた多摩市の相談会を視察し、狛江市の相談会当日、相談をサポートするために福祉相談課長が市役所で待機してくださったのは、本当に有り難いことでした。

当日は電話相談を含め20件の相談があり、フードバンク狛江の協力で13名の方に約100kgの食料を配布しました。私がこの日、相談に同伴させて頂いた方は全て女性でした。相談の入り口は労働問題で、正規・非正規を問わず、生活困窮、住居喪失、家族関係、健康面など、問題が複合的で複雑になっていると感じました。自治体の相談窓口等で相談したけれど支援に結びつかず「自己責任」だと追い詰められている状況も共通していました。



●コロナ災害で問われるこの国のあり方

昨年12月厚生労働省は「生活保護は権利、ためらわずにご相談ください」というメッセージをウェブサイトに掲載しました。仕事や住まいを失っても、生活保護を忌避する人が多い現状があるためです。今急がれるのは、生活保護に対する福祉事務所や職員の認識はもちろん、住民1人ひとりの意識を変え、偏見を無くすことです。無料定額宿泊所等、劣悪な施設への入居を条件とする自治体ルールや、家族への扶養照会制度の見直しも必要だと思います。



昨年10月から毎週木曜日、松崎淑子議員と2人で狛江駅前「コロナ困りごと相談」を続けています。私たちが参加する「コロナ対策自治体議員の会」は、全国で約200の自治体議員がネットワークを結び「新型コロナ災害緊急アクション」に参加しています。これまで相談や同行支援を行い、支援団体と共に東京都、政府に対して要請行動を続けて来ました。今自治体議員ができることは、支援団体と連携し、伴走型の支援を行うことだと思います。



投稿 「生きやすい狛江へ 人権尊重基本条例」の 成果と課題を考える（上）

「(仮称) 狛江市人権尊重基本条例検討委員会」公募委員 重国 毅(東野川)

「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」が2020年3月に成立し、7月に施行された。この条例は、「あらゆる差別を禁じ、人権侵害の被害救済を盛り込んだ。世田谷区や国立市、川崎市に続く反差別条例」（「神奈川新聞」3月27日付）、「前市長がセクハラ問題を起こし辞職した東京都狛江市で……セクハラやパワハラ、いじめや虐待も禁止事項に入れたのが特色。罰則規定はないが市に救済措置を取るよう義務付け」（共同通信、同26日配信）と報じられた。

この条例の制定にあたっては、①前市長（高橋都彦）の市職員へのセクハラ・パワハラ事件（2018年5月辞職）を背景とし、同時に、②国内外でのセクハラ・性的被害の告発・被害撲滅を訴える「#Me Too」運動、LGBTに表される性的少数者への理解の前進など、より広い人権問題への運動と注目の高まり、③ヘイトスピーチの社会問題化と法的規制・禁止への動き、といった要素を交えて、議論・検討がおこなわれた。

市民の関心は高く、条例検討委員会（19時から約2時間）には多い時には15人の傍聴者があり、パブリックコメント（狛江市のパブコメ回答は多くが10人未満）にはのべ76人の市民からの意見（192項目・64頁〈A4〉）が寄せられた。市主催のシンポジウム・市民説明会のほか、超党派（共産、立憲、社民、生活者ネット、無所属）の市議を含む市民実行委員会による複数回の学習会や講演会の開催なども行われた。私は、条例検討委員会に市民公募枠（事務局除く委員11名中3人）委員

の1人として参加した。

ここでは、市民公募委員として条例制定議論に参加した個人の意見として、条例に盛り込むことができた「成果」、盛り込むことができなかったことおよび今後の取り組みに委ねられた「課題」について、整理してみたい。

最大の眼目＝「市長によるセクハラ」再発防止措置担保には至らず

松原俊雄・現市長も、条例検討委員会への諮問にあたって、その理由の一つとして「(前市長セクハラ事件で)全国的にイメージが悪くなった狛江市を、人権の尊重できる先進市とすることで、人にやさしいまち狛江の実現を目指す」(第2回検討委員会議事録)と述べた。少なくない市民のなかに、“条例制定がセクハラ・パワハラ事件の幕引きに利用されるのではないか”との危惧があったこともあり、最初にその背景として明確にされたことは重要であった。

しかし、「事件」に正面から向き合い、これをケーススタディとして発生構造(権力者による地位利用)の解明を含む再発防止策、被害者の救済措置(辞職による幕引きを許さず、今回の事件および今後を想定して)の確立、十分な汚名返上・名誉回復というところまで踏み込むことはできなかったと考える。私は、市民学習会の講師(師岡康子弁護士)の提案も参考に条例に「市長等公選職による宣誓」という項目を加え「差別や人権を侵害する行為を決して行わない」ことを求めてはどうかと提案したが、実現しなかった。なお、第5条(市の責務等)の2項に、「市長は、主体的かつ率先して指揮をと(り)……市の責務を果たすものとする」と、あえて「市長の責務」が明記されていることは、セクハラ事件の一つの反映ではある。

一方で、セクハラやパワハラをふくめて、あらゆる差別を禁止し救済措置を義務づけたことは貴重な成果であったと考える。“幕引き条例”という最悪の事態には至ることなく、「セクハラ・パワハラ」を条例に盛り込むことができたのは、前市長のセクハラ・パワハラを許さず辞任に追い込んだ幅広い狛江市民がひきつづき条例制定に対しても声をあげ続けた成果といえるのではないかな。

幅広い「生きづらさ」の解消が人権尊重条例の対象に

条例前文は、「このまちにも、自分の人権が侵害されたと感じていたり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。私たちは、どんな理由があっても、誰かを傷つけたり、いじめたり、仲間はずれにしたりすることは、決して許しません」と、「生きづらさ」の解消についてふれたものとなっている。これは、検討委員会において、本条例は、多くの人が比較的認識しやすい「差別問題」だけを対象とするのではなく、市民が生活の上で抱える「生きづらさ」まで対象としてとらえることが

必要ではないかという議論がなされたことによる。人権尊重の課題は、特異的でまれに生じる問題ではなく、多くの市民が市民生活の中で、また職場や家庭で、さらに行政との関係などにおいても、日常的に直接かかわる問題であり、そうした捉え方をしてこそ新しい差別や人権尊重の課題を機敏につかみ対処できるようになるのではないだろうか。この「生きづらさ」が人権尊重条例制定の「立法事実」（背景となる社会的事実）とされ、条例名称にも「みんなが生きやすい狛江」という文言が盛り込まれたことは、狛江の条例の一つの特長だと考える。

しかし一方で、狛江で現に生じている人権侵害や「生きづらさ」の実態が十分に把握されたうえで条例が作られたかということ、一般的・概念的なものにとどまったことは否めない。今後の条例運用が問われている。

〈条例の構成と特徴〉

条例は、前文、目的、定義、人権を侵害する行為の禁止、市民の権利、市の責務等、市民の責務、団体の責務、市民等との連携、相談及び救済、啓発等、子どもへの教育及び啓発、市の支援、狛江市人権尊重推進会議、の項目、18条で構成されている。

「前文」では、「基本的人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利」であり、「市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちをみんなで作っていくために、この条例を制定します」と述べている。

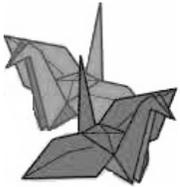
また、第3条「人権を侵害する行為の禁止」では、「何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において」、「年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、宗教、財産、その他社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題等、理由の有無にかかわらず、差別、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為をしてはならない」と、最終的にかなり広範に今日的な課題を具体的に盛り込むことができた。これは、さまざまなかたちで「生きづらさ」を感じている市民だれもが、人権が守られる対象であり、気軽に相談でき、救済を求めることが保障されていることを知らせたいという議論のもとに盛り込まれた。これに関連して、「相談及び救済」（9条）の重要性も議論され、「市は、市民一人ひとりが安心して気軽に相談でき、適切な救済を受けられるよう、市民、団体又は関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる」という丁寧な表現となった。

また、「啓発等」（10条）の中では禁止事項についての周知とともに「好事例となる活動を広く周知する」こと、学校教育を含めた子どもへの対応を重視するため

「子どもへの教育及び啓発」(11条)が別立てで盛り込まれた。

「市の支援」(12条)は「人権を尊重しみんなが生きやすいまちづくりに寄与する市民及び団体の活動に対して、人的、財政的その他必要な支援を行うものとする」となったが、市民の取り組みに対して人的・財政的支援まで具体的に述べているのは積極的な条項でめずらしいとのことである(人権条例に詳しい師岡康子弁護士)。

(つづく)



核兵器禁止条約が発効しました！

被爆者の長年の悲願であった核兵器禁止条約が発効しました。被爆者自身の世界への訴えにより、国際社会における核兵器の非人道性に対する認識が広がり、核軍縮の停滞などを背景に、2017年7月7日、「核兵器禁止条約」が国連加盟国の6割を超える122か国の賛成により採択され、多くの国が核兵器廃絶に向けて明確な決意を表明しました。2017年9月20日から各国による署名が開始され、2020年10月24日に、批准した国が発効要件である50か国に達しました。条約は、批准から90日後となる2021年1月22日に発効を迎えました。

<条約の主な特徴>

(1) 被爆者(ヒバクシャ)に言及(前文)

条約は、被爆者(ヒバクシャ)の苦しみと被害に触れ、人道の諸原則の推進のために、核兵器廃絶に向けて被爆者などが行ってきた努力にも言及しています。

(2) 核兵器の開発、実験、使用、使用の威嚇などを禁止(第1条)

条約は、核兵器の開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、使用、使用の威嚇などの活動を、いかなる場合にも禁止しています。

(3) 核保有国の加盟についても規定(第4条)

条約は、定められた期限までに国際機関の検証を受けて核兵器を廃棄する義務を果たすことを前提に、核保有国も条約に加盟できると規定しています。

(4) 条約について話し合う会議を開催(第8条)

条約は、その運用などについて話し合う締約国会議や再検討会議の開催について定めており、いずれの会議にも、条約に加盟していない国やNGOなどをオブザーバーとして招請するとしています。

日本が条約を批准するように、野党連合政権を実現し、非核の政府をつくるため総選挙では必ず勝利しましょう。

第9回

市民のトークライブ

【政策学習会】いのちと人間の尊厳を守る政治の実現を！

市民連合が発表した「立憲野党の政策に対する市民連合の要望書」を土台にしながら、新たな政治の実現のための理念と政策を学びます。今回は議員・候補者はよばず、市民の側の議論を中心にします。

講師

高田 健さん

(総がかり行動共同代表、「市民連合」呼びかけ人)



※ご参加にあたっては事前予約による人数限定の企画となります。事前予約の無い方や規定人数を超えた場合はご参加をお断りする場合がございます。ご予約は各地域の事務局にご連絡ください。

※社会状況の変化によっては、直前に中止になる場合がございます。

2月23日(火) 9時半～11時半

調布市文化会館たづくり

12階大会議場

当日参加費：500円

市民連合 **“ちょこみな”** @東京22区

(ちょうふ・こまえ・みたか・いなぎ)



鈴木 (調布) 090-4079-8860 小俣 (狛江) 080-3497-2723

蟻坂 (三鷹) 080-3712-8075 山岸 (稲城) 080-1061-7881

2月の市民運動などの予定

※今月、市民運動団体などが予定している各種会議やイベントなど、日程を掲載するコーナーです。

※編集部が把握する情報には漏れがあると思いますので、ぜひあなたの情報をお寄せください。

※本紙に折り込んでほしいピラなどがありましたら、340部用意してください。会報製本・仕分け作業日前日が締め切りとなります。折り込み希望の方は、可能な限り、会報の製本・仕分け作業をお手伝いください！

日 時	会場など	内 容	問い合わせ先など
3日(水) 中止	狛江駅前	「アベ政治を許さない」サイレント・スタンディング	《平和憲法を広める狛江連絡会》 コロナ対策として中止
9日(火) 10時～11時	みんなの広場	豊かな会会報『豊かな狛江』3月号編集会議	アイデアをお寄せください。
9日(火) 13時 ～14時頃	東京土建狛江支部会館会議室	こまえ社保協(社会保障推進協議会)事務局・役員会	各加盟団体の皆さんは、ご出席ください。
9日(火) 15時～16時	狛江駅前	「九の日行動」＝駅前署名・宣伝行動です。	改憲発議に反対する全国緊急署名。コロナの感染状況によっては中止。
11日(木・祝) 15時30分 ～16時30分	狛江駅前	フラワーデモ 性暴力に抗議するスタンディング	新婦人狛江支部の会員の呼びかけで行っています。
18日(木) 13時30分 ～15時30分	中央公民館・第2会議室	《平和憲法を広める狛江連絡会》《こまえ九条の会》合同世話人会	新しい方の参加大歓迎です。
22日(月) 14時00分 ～16時頃	みんなの広場 ホール	豊かな会の定例拡大世話人会	世話人以外の方の参加歓迎です。

23日(火) 9時30分 ～11時頃	みんなの広場 ホール	豊かな会会報『豊かな狛江』2月号の製本・仕分け作業	ぜひ！お手伝いにおいでください。
23日(火) 9時30分 ～11時30分	調布市文化会館たづくり 12階大会議場	ちょこみな第9回 市民のトークライブ 政策学習会	市民連合“ちょこみな” @東京22区

本紙へ寄稿・投稿をお願いします。

- 本紙では読者の皆さんの声を積極的に掲載していきたいと考えています。
- 皆さんの思いや提案を自由にお書きください。
- 前月の15日頃が締め切りとなります。



書籍紹介

「小さな勇気 お肉屋さんのお話」

柳 正男さん（東野川在住）（税別 900円）

会員の柳さんが商いの話と随筆を「みんなして『小さな勇気』をもって堂々と話せば良いと思う・・・どンドン真実のことを話し、広めていくことが我々の任務だと考える」と自費出版しました。

購入ご希望の方は柳さん宅に電話を（03-3430-5831）。千歳烏山駅西口通りの烏山書房でも販売しています。



粕江の自然



カンムリカイツフリ

冬、北方から日本にわたってくる渡り鳥（冬鳥）。

多摩川にもよく飛来するので、都内から写真を撮りにくるファンが多い。今、多摩川は工事中だが、それでも今年も数羽がやってきた。大きさは、カルガモよりやや大きい程度の中型の鳥だが、他の野鳥より首が長いので見つけやすい。

高橋 廉（岩戸在住）



新年にあたって

吉本 敏子（元中和泉在住）

目にみえぬコロナ風ふく元旦や

恙なくあれ 祈るたまゆら

たまゆら（しばらくの間）

被爆者の国際署名一三七〇万

願いをこめし 世界の人びと

核兵器禁止条約五十ヶ国

念願かなひて 発効をまつ

小学校段階的に三十五人

引き下げ約す 合意を称ふ

わが余生いくばくありや終の日まで

軍なき世であれと祈りき